

いじめを見逃さない・  
風通しのよい学校づくり  
「小松市いじめ防止基本方針」

平成 27 年 3 月

小松市

## 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>いじめ防止等のための対策の基本的な考え方</b>	<b>3</b>
1	いじめの定義	
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
<b>第 2 章</b>	<b>いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策</b>	<b>4～5</b>
1	小松市いじめ防止対策連絡協議会の設置	
2	小松市いじめ防止対策委員会の設置	
3	いじめ問題調査組織の設置	
4	いじめの防止・早期発見に関すること	
5	いじめの対応に関すること	
6	学校評価	
<b>第 3 章</b>	<b>いじめ防止等のために学校が実施する施策</b>	<b>6～10</b>
1	学校いじめ防止基本方針策定について	
2	いじめ問題対策チーム（常設）について	
3	個別案件対応班について	
4	学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて	
	（1）いじめの防止	
	（2）早期発見	
	（3）いじめに対する措置	
5	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
	（1）「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について	
	（2）「ネットいじめ」の対応について	

## 第4章 重大事態への対処 ..... 11～15

### 1 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態の報告
- (3) 調査の趣旨及び調査主体
- (4) 調査を行うための組織
- (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
  - ア 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合
  - イ 被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
- (6) 調査結果の提供及び報告
  - ア 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
  - イ 調査結果の報告

### 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 いじめ問題への基本姿勢

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力を積極的に取り組むことが必要であり、これまでも、各学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる恐れのある事案が発生している。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

## 第2章 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

教育委員会は、小松市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。具体的には、いじめの防止のために、

- ・児童生徒の健全育成に関わる機関、諸団体との連携強化
- ・教職員の資質の向上
- ・保護者等を対象とした啓発活動
- ・いじめに係る相談制度についての広報及び啓発活動等を推進する。

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報等の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分注意しなければならない。

### 1 小松市いじめ防止対策連絡協議会の設置

市は、「法」第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、金沢地方法務局、小松警察署、その他の関係者により構成される、「小松市いじめ防止対策連絡協議会」を設置する。

### 2 小松市いじめ防止対策委員会の設置

「小松市いじめ防止対策連絡協議会」のもと、市の基本方針に基づく対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関に代わる機関として「小松市いじめ防止対策委員会」を設置する。

### 3 いじめ問題調査組織の設置

小松市教育委員会は、調査の必要がある場合には、小松市緊急危機対応サポートチーム内の調査委員会を母体とした、いじめ問題に関する公平性・中立性が確保される構成員から成る「いじめ問題調査組織」を設け、調査を行うものとする。

### 4 いじめの防止・早期発見に関すること

- (1) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- (3) いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずる。

(4) 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員が、いじめについて相談できる体制を整備する。

## 5 いじめ対応に関すること

### (1) いじめに対する措置

- ・教育委員会は、「法」23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対しいじめ対応アドバイザーを派遣するなど必要な支援を行い、または当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・教育委員会は、学校からの報告を受けて、加害児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命じるなど、被害児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

### (2) 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害児童・生徒の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

## 6 学校評価

教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

### 第3章 いじめ防止等のために学校が実施する施策

学校は、「法」第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、「法」第22条に基づき、当該校の複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ問題対策チーム」という。）を常設する。このいじめ問題対策チームを中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

#### 1 学校いじめ防止基本方針策定について

各学校は、国の基本方針、県の基本方針、小松市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した「学校基本方針」については、学校のホームページなどで公開する。

「学校基本方針」には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実等が想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- (1) 「学校基本方針」を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- (2) 児童生徒とともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、「学校基本方針」の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。
- (3) より実効性の高い取組を実施するため、「学校基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ問題対策チームを中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

#### 2 いじめ問題対策チーム（常設）について

学校は、いじめの防止等のため「いじめ問題対策チーム」を常設する。

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、保健主事、養護教諭、学年主任、児童会・生徒会担当者、部活動総括担当者等とし、各学校の実情に応じていじめ対応アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）、スクールカウンセラー、生徒指導サポーター等の必要と思われる教職員を加え構成する。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置付ける。

また、当該チームは、「学校基本方針」の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進ん

でいるかどうかのチェックや、いじめの対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証を担う役割が期待される。

いじめ問題対策チームの役割を以下に挙げる。

- (1) いじめを見逃さない学校づくりの推進
- (2) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- (3) 「学校基本方針」の策定並びに教職員及び児童生徒・保護者、地域に対する周知
- (4) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- (5) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携したいじめ問題への対応
- (6) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

※ いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、**常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。**

### 3 個別案件対応班について

いじめ問題対策チームは、いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の加重負担を回避するため個別案件対応班を編制し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

当該児童生徒の学級担任、部活動顧問に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。

いじめ事案1件ごとに組織することを基本とし、いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。

### 4 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて

#### (1) いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をもつことができるよう支援する。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したり

することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを進める。

イ 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自己の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

ウ 規範意識の醸成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童生徒が安心して学ぶことができる環境をつくる。

エ 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。

オ 児童会・生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を児童生徒一人一人に付け、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

カ 「いじめ」を題材とする創作劇の取組

各学年から出演者の希望を募り、児童生徒の日常の体験を基にした脚本を作成し、文化祭などの行事で創作劇として発表する。

キ 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心をはぐくんだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくむ。

ク 児童生徒が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

ケ 家庭や地域と連携した取組

児童生徒だけではなく、家庭や地域と連携して「いじめを見逃さない・風通しの良い学校づくり」に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われ

たりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ア 小さなサインを見逃さない取組
- イ 定期的なアンケート調査の実施
- ウ 教育相談体制の充実

### (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ問題対策チームで対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。また、加害児童生徒の変容を図るために、児童生徒の今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言していくことも必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報し、被害児童生徒を守ることが必要である。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携しながら対応していく。

## 5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、児童生徒にとってこれまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手に回ることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制を進める必要がある。

### (1) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童生徒が相談しやすい環境をつくることが重要である。また、地方法務局における人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・学校は「情報モラル系統表」や「情報モラル教材」を使用し、児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育の推進を図る。
- ・ネットいじめについて、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルールづくりや児童生徒同士のルールづくりを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。

## (2) 「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童生徒及び加害児童生徒双方から十分な聴き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害に拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査（「法」第28条）

#### （1）重大事態の意味

「法」第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「法」第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒の生命に関わる場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「法」第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とす。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうか判断し、報告・調査等にあたる。

#### （2）重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

#### （3）調査の趣旨及び調査主体

「法」第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止には必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、「法」第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、または人的配置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、被害児童生徒又は保護者が望む場合には、「法」第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、「法」第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る(例えばアンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる)。

#### (4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題調査組織を設置し、これが調査に当たる。

#### (5) 事実関係を明確にするための組織

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事上・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

#### ア 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合、被害児童生徒から十分聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、被害児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、被害児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援をすることが必要である。

#### イ 被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議

し、着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「法」第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、「小松市いじめ防止対策委員会」の委員又は事案に応じて適任と思われる委員を選出し、委員として充てることができる。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性  
があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健  
機構）による自殺報道への提言を参考にすることがある。

#### （６）調査結果の提供及び報告

##### ア 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、被害児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかにな  
った事実関係について、被害児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシ  
ーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

##### イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

#### ２ 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

##### （１）再調査

上記（６）ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事  
態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、「法」第２８条第１項の規定  
による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、教育  
委員会等による調査同様、再調査の主体は、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報  
を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結  
果等を説明する。

##### （２）再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重  
大事態への対処又は当該重大事態と同種の発生防止のために、指導主事やいじめ対応アド  
バイザーの派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人  
的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支  
援を行う。

